
adpack 新年間保守サービス 規約

規約

- お申込は、最新バージョンの「adpack 製品」が対象となります。
- 契約期間内に「adpack 製品」のアップグレード版が新たにリリースされた場合、最新バージョンの製品をご提供いたします。原則として、申込み時の「adpack 製品」と同じライセンス形態（スタンドアロン版／ネットワーク版）の製品となります。
- 期間中は adpack サポート・サービスの S 会員と同等のサービスを受けることができます。年間 1 2 回まで、FAX または E メールで adpack の操作に関する質問をお受けします。
- 最新バージョンへアップグレードした場合でも、それまで使用していた旧バージョン及びその前バージョンの計 3 バージョンの製品を使用することができます。
但し、バージョンアップの権利は最新バージョンのみとなります。
また、adpack サポート・サービスの対象も最新バージョンのみとなります。
- ボーナスコマンドなどのリビジョンアップサービスの提供は、専用 HP からのダウンロードにて対応しますので、インターネット接続のできる環境をお勧めします。
- お申込は、正規ユーザ登録された法人または個人の方に限ります。（パッケージに同梱の「使用許諾契約同意書」をご返送ください。）
- 申込書に記入された特定の住所、会社名、ご担当様等に変更があった場合には、弊社までその旨を書面にて連絡しなければなりません。
- 『adpack 新年間保守』を第三者に譲渡、貸与、販売、または使用させないものとします。
- 申込書に記入された特定のシリアル番号のソフトウェア製品を『adpack 新年間保守』の対象とします。複数の製品をご利用頂いている場合は、製品毎にお申込みが必要です。
- サポート開始日は、お申し込みの翌月 1 日からとなります。
- サポート期間は申込み手続き終了後、サポート開始日から 1 年間で終了します。サポート期間の自動更新はありません。継続される場合は、「adpack 新年間保守（入会・継続）」にて契約期間の終了月までにお申し込みください。
- 契約期間内（1 年間）にアップグレード版をリリースする保証はありません。
- 本サポートをご契約いただいた場合、サポート期間途中で終了させ、サポート料金の返金を要求することはできません。
- 対象製品が販売終了になった場合、その製品に対する『adpack 新年間保守』に加入することはできません。

保証範囲について

- お客様のシステム構成および運用に関し、何等保証するものではありません。
 - お客様のシステム破壊やデータ喪失等の不具合が発生したとしてもその責任を負うものではありません。
 - お客様において発生した問題が、弊社のサポートサービスの提供によって解決されることを保証するものではありません。
 - 有償サポートのサービス内容や料金については、予告なく変更する場合があります。
-